

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、日本交通技術株式会社（所在地 東京都台東区）外4社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和8年2月20日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

記 者 発 表 資 料

令 和 8 年 2 月 20 日

北 陸 地 方 整 備 局

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
日本交通技術株式会社	東京都台東区上野7丁目11番1号

2. 指名停止措置期間： 令和8年2月20日～令和8年6月19日（4カ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、公共の利益に反して、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年12月19日、公正取引委員会により、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記4.については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第5号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く)。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

記 者 発 表 資 料

令和 8 年 2 月 20 日
北 陸 地 方 整 備 局

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
大日コンサルタント株式会社	岐阜県岐阜市薮田南3丁目1番21号

2. 指名停止措置期間： 令和 8 年 2 月 20 日～令和 8 年 4 月 19 日（2 カ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、公共の利益に反して、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和 7 年 12 月 19 日、公正取引委員会により、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記 4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 5 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

記 者 発 表 資 料

令 和 8 年 2 月 20 日
北 陸 地 方 整 備 局

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1丁目13番3号

2. 指名停止措置期間： 令和8年2月20日～令和8年4月19日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、公共の利益に反して、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年12月19日、公正取引委員会により、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記4.について、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

記 者 発 表 資 料

令和 8 年 2 月 20 日
北 陸 地 方 整 備 局

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
丸栄調査設計株式会社	三重県松阪市大口町 102 番地 2

2. 指名停止措置期間： 令和 8 年 2 月 20 日～令和 8 年 6 月 19 日（4 カ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、公共の利益に反して、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和 7 年 12 月 19 日、公正取引委員会により、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記 4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 5 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 （抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

記 者 発 表 資 料

令 和 8 年 2 月 20 日
北 陸 地 方 整 備 局

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号

2. 指名停止措置期間： 令和8年2月20日～令和8年6月19日（4カ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、公共の利益に反して、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年12月19日、公正取引委員会により、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内